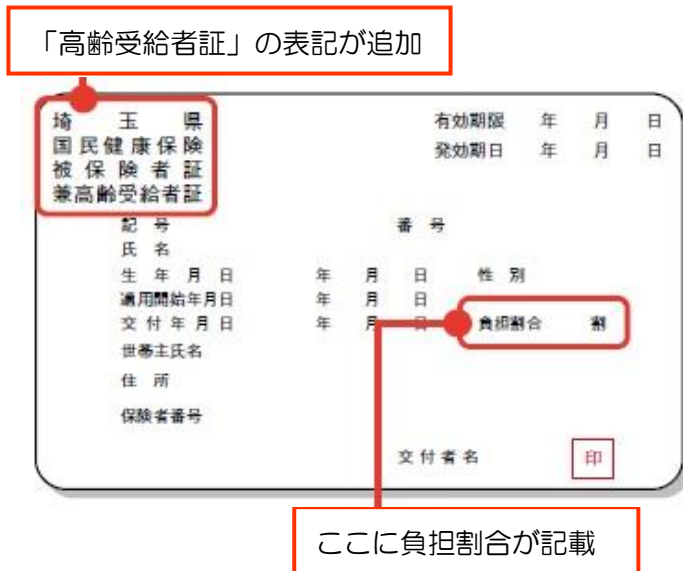


70歳から74歳までの被保険者の方へ

■70歳以上の国民健康保険被保険者証が変わります

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方には、被保険者証のほかに、医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合が記載された高齢受給者証を交付しておりましたが、令和2年8月1日から、被保険者証と高齢受給者証が一体化し、被保険者証1枚で医療機関を受診できるようになります。



■国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証について

毎年8月1日が一斉更新となりますので、新しい国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証は7月中に送付します。

また、新たに70歳とされる被保険者には、誕生月（1日生まれの被保険者は前月）の下旬に国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を簡易書留で送付します。誕生月の翌月（1日生まれの方は当日）から使用してください。

■一部負担金の割合（医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合）

- 一般：2割
- 現役並み所得者：3割

■現役並み所得者の方へ

【現役並み所得者とは】

70歳以上の被保険者の方で、住民税課税所得（地方税法上の各種控除後の所得）145万円以上の方、およびその方と同一世帯の70歳以上の被保険者が該当します。

ただし、70歳以上75歳未満の被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合も2割となります。

【収入額により3割→2割になる場合があります】

- ① 70歳以上の国保被保険者の収入の合計が下記に該当する場合、申請すれば負担割合が3割

から 2 割に、また高額療養費の自己負担限度額が「一般」に据え置かれます。

同一世帯の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者数	収 入
一人	383 万円未満
二人以上	合計 520 万円未満

- ② 同一世帯に後期高齢者医療制度に移行した人（旧国保被保険者）がいて、高齢者国保単身世帯になった場合は、年収 383 万円以上でも同一世帯の旧国保被保険者も含めた年収が合計 520 万円未満の場合は、申請すれば負担割合が 3 割から 2 割に、また高額療養費の自己負担限度額が「一般」に据え置かれます。

※70 歳から 74 歳までの国保被保険者で、前年 12 月 31 日に世帯主であり、その世帯主と同一の世帯に前年 12 月 31 日時点で所得が 38 万円以下の 19 歳未満の国保被保険者がいる場合、課税所得から以下のような控除をして、一部負担金の割合を判定します。

- 1) 16 歳未満の被保険者の人数×33 万円
- 2) 16 歳以上 19 歳未満の被保険者の人数×12 万円

●参考

収入状況や世帯構成の変動により、負担割合が 8 月 1 日にさかのぼって、3 割から 2 割、あるいは 2 割から 3 割に変更となる場合があります。

3 割から 2 割の変更の場合は、世帯主から療養費の申請をしていただければ、差額の 1 割分が戻ります。

2 割から 3 割の変更の場合は、不当利得として、杉戸町国民健康保険から、世帯主あてに差額の 1 割分を請求し、支払っていただくことになります。